

「熱中症予防管理者講習」のご案内

—令和7年6月1日施行の労働安全衛生規則改正を踏まえた講習内容です—

熱中症による災害は年々増加しており、全国的には近年死亡災害が 30 人を超え、気候変動の影響等によりさらに増加する懸念があります。こうしたことから、厚生労働省では熱中症対策を罰則付きで事業者の義務とする改正省令(改正労働安全衛生規則)を交付し、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

従来より事業者には熱中症予防のため、管理と作業者に対する労働衛生教育の実施が求められています。今回の法改正内容も含め、熱中症予防のキーマンとなる職長、管理者を対象とした標記講習(厚生労働省通達(平成28年基安発0229第1号)に基づく講習)を下記のとおり開催いたします。

熱中症の危険を低減し、安心安全な職場づくりのため多くの方に受講いただきますようご案内いたします。

1 日 時 令和7年7月4日(金)

《受付》 12:15~12:45 《講習》 12:45~17:00

(遅刻、早退は修了できません)

2 会 場 みの観光ホテル 美濃市森松333-1

3 受 講 料 会員* 8,240円 非会員 9,240円 (消費税・テキスト代含む)

*会員とは岐阜県内の労働基準協会会員をいいます。

会員にはテキスト代 1,000 円を補助しています。

4 定 員 70名 定員になり次第締め切ります

5 申 込 み 受講申込書に必要事項を記入のうえ、FAX もしくは Web にてお申し込みください。

※テキストは当日お渡しいたします。

※受講料は現金書留または銀行振込で受講の3日前までに納入ください。

(振込手数料は振込人負担でお願いいたします。)

※キャンセルの場合は開催日の 3 営業日前までにお申し出ください。

連絡がない場合は受講料をお返しできませんのでご了承ください。

【振込先】裏面に記載しています

6 修 了 証 全科目を修了した方に当日修了証を交付いたします。

7 講習内容

学 科	講 習 科 目	時 間
	熱中症の症状	30分
	熱中症の予防方法	150分
	緊急時の救急処置	25分
	熱中症の事例	15分

(注)科目の時間数は変更される場合があります。 合 計 220 分

8 そ の 他 受講票、筆記用具をご持参ください。

《お申込み・お問い合わせ》

公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

岐阜市日置江4丁目48番地

Tel058-270-0380 Fax058-270-0388

お申し込みはこちら



もしくは

FAX 058-270-0388

「熱中症予防管理者講習」受講申込書

7月4日(金)開催 会場:みの観光ホテル

事業場名

事業場所在地 〒 —

Tel — —

連絡先 部 課 担当者氏名

受講番号 ※記入不要	フリガナ 氏 名 〒 — 住 所	生年月日 西暦 年 月 日 携帯番号
受講番号 ※記入不要	フリガナ 氏 名 〒 — 住 所	生年月日 西暦 年 月 日 携帯番号
受講料	会 員 非会員	円 (月 日 振込予定)
インボイス発行	☐ 請求書発行を希望する(必要な場合はチェックしてください)	

※会場都合のため、各社 2 名以内でお願いします。

※領収書は原則発行しませんので、請求書と振込明細書等でインボイス対応してください。

※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、適正な運営のため以外には使用いたしません。

【受講料】 会員 8,240 円 ・ 非会員 9,240 円

【振込先】 十六銀行 梅林支店 普通預金 0333551 (公社)岐阜県労働基準協会連合会
大垣共立銀行 岐阜支店 普通預金 1099594 同 上

☆本人確認書類(運転免許証または健康保険証のコピー)を添えて、当会へ FAX もしくは Web でお申し込みください。